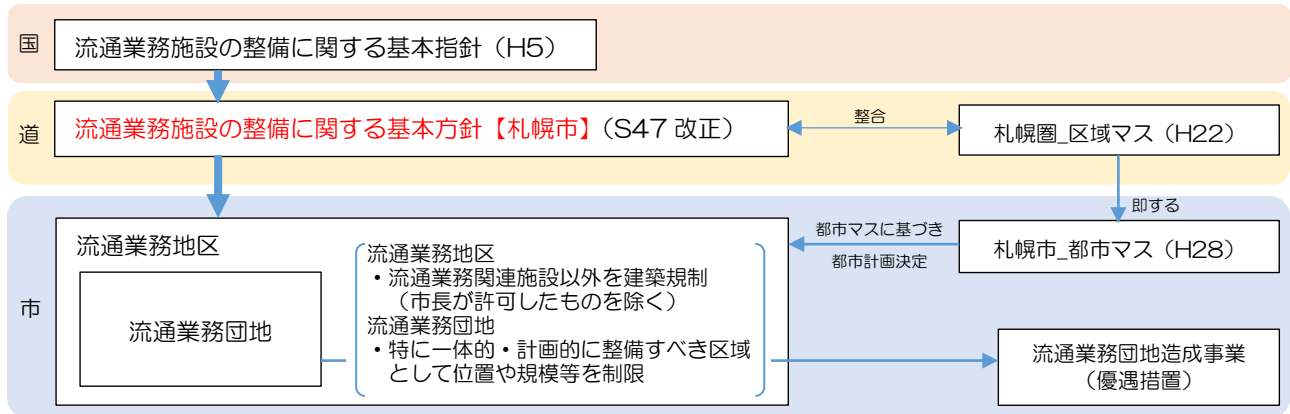


# 札幌市についての流通業務施設の整備に関する基本方針の改正概要

## 1 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく体系



## 2 基本方針の改正趣旨（必要性）

### ①基本指針の変更

国が定める基本指針に変更があったことから、内容に係る変更はないものの、指針にあわせた表現への変更を行う必要がある。

### ②札幌市における流通業務市街地に係る土地利用方針の変更

「第2次札幌市都市計画マスタープラン（H28）」及び「札幌市産業振興ビジョン（H29 改定）」が策定されたことにより、当該土地利用の方針と整合性を図る必要がある。

## 3 基本方針の改正概要

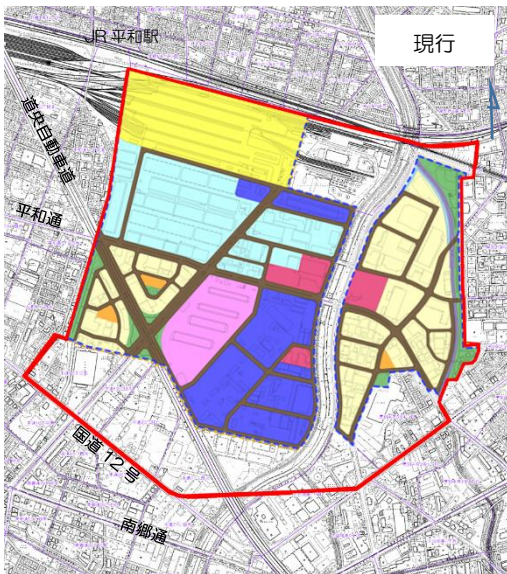
①整備する都市の現況、高度化の推進、配慮すべき事項について、表現を加除修正する。

②流通業務地区の位置、規模について、基本方針を変更する。

※位置について、昭和47年改正の基本方針では西部方面への整備に配慮するとしていたが、現在、札幌市の土地利用方針においては検討予定がないため、表現を削除する。

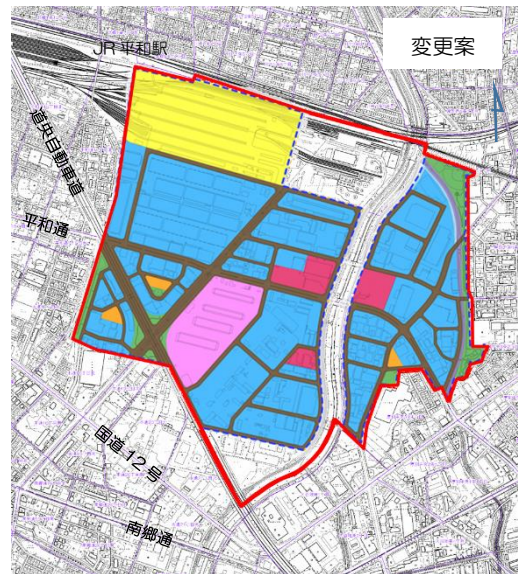
※規模について、物流に係る業態の多様化、流通業務施設の集約化及び複合化とそれに併せた流通業務関連の施設の純化を進める札幌市全体の流通業務等の土地利用方針を踏まえ、現在の流通業務団地としての機能が確保できるおおむねの規模（190ha）へ変更する。

【札幌市の土地利用方針に基づく都市計画の変更検討案】



地区面積  
約 230ha

凡例	
流通業務団地	公共施設（道路）
トラックターミナル	公共施設（公園、緑地）
鉄道の貨物駅	公共施設（駐車場）
運送貨物運送車の用に供する施設	公共施設（河川）
倉庫	公共施設（下水道）
卸売業の用に供する施設	公共施設（下水道）
	公益的施設



地区面積  
約 190ha

凡例	
流通業務団地	公共施設（道路）
トラックターミナル	公共施設（公園、緑地）
鉄道の貨物駅	公共施設（駐車場）
流通業務の用に供する施設	公共施設（河川）
公益的施設	公共施設（下水道）